

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和6年11月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 眞理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和6年度公演記 録映像収録等業務 (本館・演芸場)(変 更契約)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和6年11月5日	株式会社アニキ／東 京都東村山市諏訪町 2-3-11	5012701007706	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		12,545,500						概算額(単 価契約等)
令和6年度国立能 楽堂特別展「宝生 宗家展」に陳列す る資料の借用・返 却作業に関する契 約	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和6年11月11日	日本通運株式会社関 東美術品支店／東京 都中央区新川1-1-5	4010401022860	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,981,620						概算額(単 価契約等)
公益社団法人宝生 会所蔵資料の賃貸 借	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 分任契約担当役国 立能楽堂部長・佐 藤和男／東京都渋 谷区千駄ヶ谷4- 18-1	令和6年11月13日	公益社団法人宝生会 ／東京都文京区本郷 1-5-9	2010005003490	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,579,500						
令和6年9月～10 月文楽海外プロ モーション 旅行添 乗及び手続等代行 業務(変更契約)	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和6年11月19日	株式会社国際サービ ス・エージェンシー/ 東京都千代田区紀尾 井町6-12	4011101033826	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,471,846						
令和7年4月文京 シビックホールの利 用申し込みについ て	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和6年11月28日	公益財団法人文京ア カデミー／東京都文 京区春日1-16-21	3010005016723	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,502,000						

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。  
令和6年11月分

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 長谷川 眞理子  
分任契約担当役 国立能楽堂部長 佐藤 和男  
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 中島 敏隆

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数	
令和6年12月文楽 公演における江東 区文化センターの 利用について	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・長谷川眞理子 ／東京都千代田区 隼町4-1	令和6年11月29日	公益財団法人江東区 文化コミュニティ財団 ／東京都江東区東陽 4-11-3文化センター 内	3010605002197	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,287,000						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。